

砥部町いじめ防止基本方針



四 国 砥 部
えひめ TOBE

砥部町・砥部町教育委員会



はじめに

砥部町では、砥部町民憲章の精神を基調とした生涯学習の理念に基づき、人や文化が明るく伸び伸びと躍動する町、新しい文化の創造と限らない発展に寄与する町民の育成を目指し、『笑顔であいさつ』を実践スローガンに教育のあらゆる分野において、人間力向上の教育を推進している。砥部町教育委員会は、その理念に則り、子どもたち一人ひとりに「豊かな心」、「確かな学力」及び「健やかな体」などの『生きる力』を育むとともに、家庭・地域と連携し、地域に開かれた「信頼される学校づくり」を進めている。

しかしながら、全国では、未だ「いじめ」を背景として、児童生徒の生命や心身に重大な危険が生じる事案が後を絶たない。「いじめ」は、いじめられた児童生徒の教育を受ける権利を侵害するばかりでなく、その心身の健全な成長及び人格形成に重大な影響を与え、さらには生命又は身体に危険を生じさせる恐れのあるものであり、決して許される行為ではない。

「いじめ」は、どの児童生徒にも、どの学校にも起こり得るということを認識し、本町においても最重要課題の一つとして位置づけ、「いじめは絶対に許さない」という強い意識のもと、未然防止、早期発見及び早期解決に努め、家庭・地域・関係機関等との連携により、「いじめ」根絶に向けて取り組む必要がある。

砥部町いじめ防止基本方針（以下「町方針」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）の規定に基づき、本町における「いじめ」防止のための対策を総合的かつ効果的に推進するため策定するものである。



目 次

I	いじめの防止等対策の基本的事項	1
第 1	いじめの定義	1
第 2	いじめに対する基本認識	2
第 3	いじめ防止等に関する基本的な考え方	3
(1)	いじめの未然防止	3
(2)	いじめの早期発見	3
(3)	いじめへの対処	3
(4)	地域、家庭との連携について	3
(5)	関係機関との連携について	4
II	いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	5
第 1	町が実施する施策	5
(1)	いじめ防止等のための組織	5
(2)	教育委員会が実施する施策	7
第 2	学校が実施すべき施策	7
(1)	学校基本方針の策定	8
(2)	いじめの防止等の対策のための組織の設置	8
(3)	いじめの防止等に関する措置	9
第 3	重大事態への対処	10
(1)	重大事態について	10
(2)	教育委員会又は学校による調査	10
(3)	調査結果の報告を受けた町長による再調査及び措置	11
III	その他いじめ防止等のための対策に関する重要事項	12

I いじめの防止等対策の基本的事項

第1 いじめの定義



町方針において「いじめ」とは、児童生徒に対して、同じ学校に在籍しているなど一定の人間関係¹がある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響²を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であり、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。【法第2条】

～具体的ないじめの態様～

- 冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間外し、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどく叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話で、誹謗中傷されたりする。 等

なお、個々の行為がいじめに該当するかどうかの判断は、表面的・形式的なものに留まらず、いじめられた児童生徒の立場に立つことが重要である。

この際、いじめには多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努める。

また、これらのいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

¹ 学校内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

² 身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられることを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

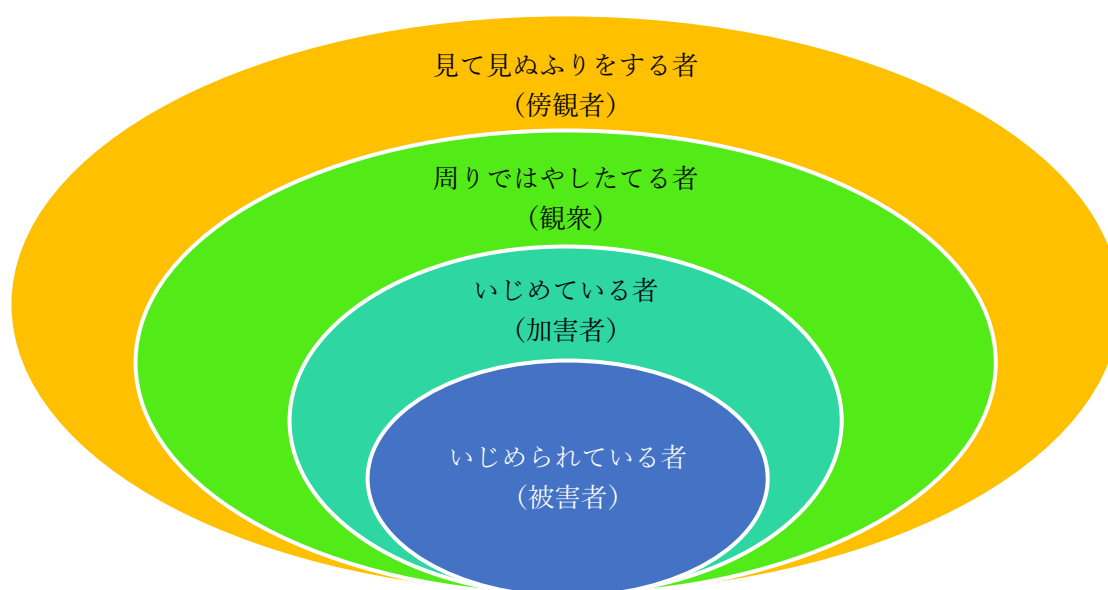


いじめは、どの子供にも、どの学校にも起こりうるものである。

国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査結果³によれば、仲間外れ、無視、陰口などの「暴力を伴わないいじめ」について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害及び加害経験を全く持たなかった児童生徒はそれぞれ1割程度であり、多くの児童生徒が被害や加害を経験している。

学校、保護者、地域及び関係機関は、いじめはどの学校にも起こりうるものという認識のもと、『いじめを絶対に許さない』という姿勢を貫くとともに、いじめられている児童生徒の救済を最優先に考える。

また、いじめには、「いじめる側（加害者）」と「いじめられる側（被害者）」という二者関係だけでなく、いじめを煽ったり面白がったりする「観衆」、そしていじめを見て見ぬふりをする「傍観者」によるいじめの四層構造に留意する。



いじめられる側は孤立感を深め、自己肯定感を喪失していく。傍観者は「自分には関係ない」「止めようとする自分がやられる」「勇気がない」と自己防衛を図る。その結果、いじめはエスカレートし、深刻な事態を招く可能性がある。

学級や部活動等の所属集団の構造上の問題とともに、これらの存在に注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。

³ 平成28年6月 国立教育政策研究所 生徒指導・進路指導研究センター 「いじめ追跡調査 2013-2015」



(1) いじめの未然防止

学校は、人間関係を育むことに加え、児童生徒一人ひとりがかけがえのない存在として尊重されるよう、道徳教育や人権教育等を通して、児童生徒のいじめに対する意識を高める必要がある。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、児童生徒が自主的に行ういじめ防止に資する活動の充実など、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

(2) いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識する。ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

また学校は、日頃から子どもたちの言動に注意を払い、つらい思いを抱えている児童生徒の早期発見・早期対応に努めることが大切である。そのためには、定期的なアンケート調査や個人面談等を活用し、児童生徒や保護者の声を受け止める機会を作ることとする。

(3) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し詳細を確認した上で、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認し適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。教職員は、いじめを把握した場合の対処の在り方について、平素より理解を深め、学校は組織的な対応を可能とする体制を整備しておく。

また、家庭や教育委員会への連絡、相談を密にし、事案に応じて関係機関との連携が必要である。特に、暴力を伴ういじめやインターネットを通じて行われているいじめ等、緊急性を有するものに対しては、一刻を争う迅速な対応が求められるとともに、適切な防止対策を図ることが重要である。

(4) 地域、家庭との連携について

児童生徒に対する心の教育は、学校だけでできるものではない。社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校と地域、家庭との連携が求められる。いじめの問題について地域、家庭それぞれの果たす役割を踏まえつつ、PTAや地域の関係団体等と連携し、情報を交換し合いながら地域社会全体で子どもたちを見守っていく体制を構築していく。

また、いじめの背景には、家庭環境が影響していることも少なくない。児童生徒一人

ひとりが抱えている要因や背景を把握し、適切な指導や支援を行う。

(5)関係機関との連携について

いじめを受けた児童生徒、いじめを行った児童生徒が立ち直っていくためには、学校や教育委員会による教育上の指導だけでは十分に効果を上げることが困難な場合がある。学校や教育委員会においては、平素から医療、福祉、警察等、各関係機関の担当者との情報交換や、児童生徒をまもり育てる協議会等の開催など、情報共有体制を構築し、適切な連携を図る。

Ⅱ いじめの防止等のための対策に関する事項

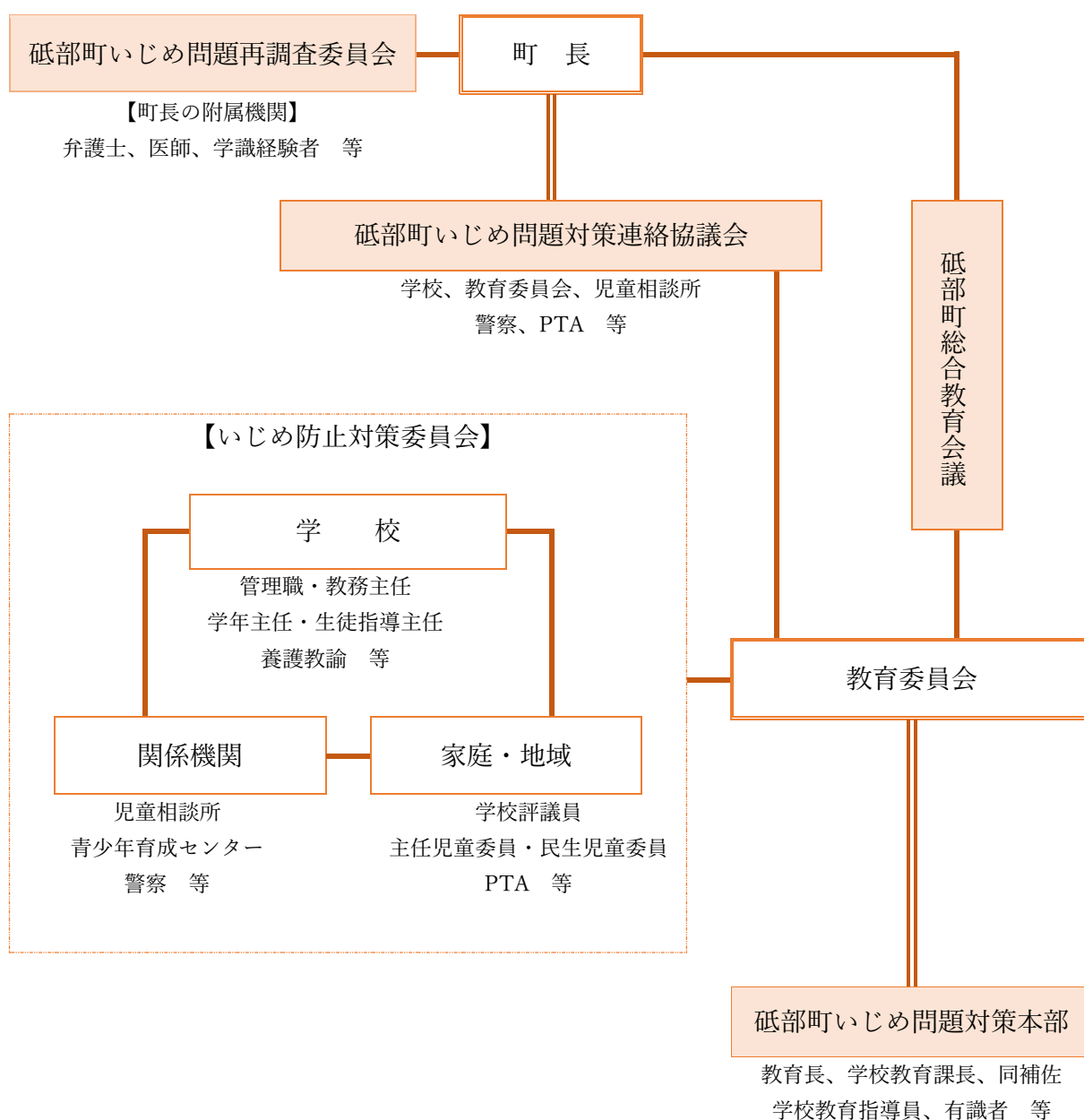
第1 町が実施する施策



町（教育委員会を含む。以下同じ。）は、いじめの防止等について、学校、家庭、地域、関係機関等と連携し対応する。また、いじめの防止等の対策を推進するために、必要な財政上の措置、その他の人的体制の整備等の必要な措置を講じるように努める。

（１）いじめ防止等のための組織

【組織図】



① 砥部町いじめ問題対策連絡協議会

町は、法第 14 条第 1 項及び第 17 条の趣旨を踏まえ、いじめ問題の対応に関する関係機関との連携強化を図るため、学校、教育委員会、児童相談所、警察、PTA、その他の関係者により構成する「砥部町いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）」を必要に応じて設置する。

連絡協議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

第 14 条 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

第 17 条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、関係省庁相互間その他関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めるものとする。

② 砥部町いじめ問題対策本部

教育委員会は、法第 24 条及び第 28 条第 1 項の趣旨を踏まえ、学校に対し必要な支援を行い、又は必要な調査を行うため、教育長、学校教育課長、学校教育課長補佐、学校教育指導員、その他専門知識を有する者で構成する「砥部町いじめ問題対策本部」を設置する。

第 24 条 学校の設置者は、前条第二項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

第 28 条第 1 項 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

③ 砥部町いじめ問題再調査委員会

町長は、法第 30 条第 2 項の趣旨を踏まえ、重大事態への対処又は同種の事態の発生防止のため必要があると認めるときは、弁護士、医師、学識経験者等であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者で構成する「砥部町いじめ問題再調査委員会」を町長の附属機関として設置する。

第 30 条第 2 項 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

④ 砥部町総合教育会議

町長は、重大事態に対する講ずべき措置がある場合は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4に定める「砥部町総合教育会議」を招集し、協議を行う。

第1条の4 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

一 省略

二 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

(2)教育委員会が実施する施策

① いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制を整備する。

◇ ハートなんでも相談員、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの配置等

② いじめの防止等のための対策が、専門的知識に基づき適切に行われるよう教職員の資質能力向上を図る。

③ インターネットを通じて行われるいじめへの対応を推進する。

◇ 関係機関と連携して資料等を配布するなど、必要な啓発活動の実施等

④ いじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、連携の強化、必要な体制を整備する。

⑤ 学校におけるいじめの防止等のための取組の点検・充実を図る。

⑥ 学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

◇ 放課後子ども教室や見守り活動の依頼など、組織的に連携・協働する体制の整備

◇ いじめ撲滅の中心となるリーダーとしての自覚を育む「砥部町いじめ防止子ども会議」の実施等

⑦ 重大事態への対処とその検証体制を整備する。

第2 学校が実施すべき施策



学校は、「学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）」に基づき、いじめの防止等の対策のための組織を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、学校の設置者とも適切に連携の上、学校の実情に応じた対策を推進する。

(1) 学校基本方針の策定

学校は、国の基本方針、県の基本方針又は町方針を参考に、次の点に留意して、自校としてどのようにいじめ防止等の取組を行うかについての基本的な方向や取組の内容等を学校基本方針として定める。

- ① 「いじめの防止」「いじめの早期発見」「いじめの事案対処」など、いじめの防止等に係る内容を盛り込む。
- ② 未然防止の取組には、学校の全教育活動に関わることを意識し、全教職員の児童生徒の様子や変化を見抜く力を高めるための方策を盛り込む。
- ③ 年間の取組をPDCAサイクルにより検証し、学校基本方針を見直すことができるようにする。
- ④ 重大事態への対処については、「県の基本方針」を参考に、迅速な対応ができるようにする。

(2) いじめの防止等の対策のための組織の設置

学校は、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、関係者によって構成されるいじめ防止等の対策のための常設の組織「いじめ防止対策委員会（以下「委員会」という。）」を置く。委員会は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組む中核となり、具体的には、次に掲げる役割が挙げられる。

- ① 未然防止
 - ◇ いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割
- ② 早期発見・事案対処
 - ◇ いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
 - ◇ いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
 - ◇ いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時に緊急会議を開催するなどして、情報の迅速な共有、関係児童生徒に対するアンケート及び聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
 - ◇ いじめの被害児童生徒に対する支援、加害児童生徒に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割
- ③ 学校基本方針に基づく各種取組
 - ◇ 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割

- ◇ 学校基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- ◇ 学校基本方針が、当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検（P D C Aサイクルの実行を含む。）を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割

(3)いじめの防止等に関する措置

① いじめの防止

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止の取組として、児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。

また、児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

加えて、学校の設置者や地域との連携を図りつつ、児童生徒が自主的に行ういじめ防止に資する活動を積極的に支援し、児童生徒自らが集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

さらに、障害のある児童生徒への配慮はもとより、教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

② 早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

また、学校は、児童生徒からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。特に障害のある児童生徒については、いじめを受けてもいじめと認識できなかったり、自分から訴えられなかったりすることもあることから、普段から教職員間の連携を密にし、情報共有を行うとともに、家庭等との連絡ノートを活用するなど、実態把握の工夫が必要である。

③ いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。



(1) 重大事態について

重大事態とは、法第28条第1項第1号及び第2号に規定するものを言い、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。なお、第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

第28条第1項 省略

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

～重大事態の例～

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 など

(2) 教育委員会又は学校による調査

① 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、学校は速やかに教育委員会をとめて町長へ事態発生について報告する。

② 重大事態の調査主体と調査組織について

学校又は教育委員会は、重大事態に係る調査等を行うため、調査組織を設置する。

調査組織は、調査対象となるいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は利害関係を有する者を除いて構成することとし、当該調査の公平性・中立性を確保する。

ア 学校が主体となって調査を行う場合

学校に設置する「いじめ防止対策委員会」を母体として、当該重大事態の性質に応じて、弁護士、医師又は学識経験者等の専門家を加える。

イ 教育委員会が主体となって調査を行う場合

経緯や事案の特性、被害児童生徒又はその保護者の意向を踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと町長が判断する場合又は学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会が調査主体となり、「砥部町いじめ問題対策本部」が調査にあたる。

③ 事実関係を明確にするための調査の実施

学校又は教育委員会が主体となる重大事態への調査は、アンケートの活用、聴き取り調査その他適切な方法により事実関係を明確にするために行う。

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

なお、いじめが要因として疑われる児童生徒の自殺という事態が起こった場合には、背景調査を実施することとし、当該調査については、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針-改訂版-（平成 26 年 7 月文部科学省・児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）」を参考とする。

④ 調査結果の提供及び報告

ア いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報提供

学校又は教育委員会は、法第 28 条第 2 項の趣旨を踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、被害児童生徒やその保護者に対して説明する。

なお、学校又は教育委員会は、これらの情報の提供に当たり、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮した上で、適切に行う。

イ 調査結果の報告

調査結果について、学校は教育委員会に報告し、教育委員会は町長に報告する。

なお、アの説明の結果を踏まえて、被害児童生徒又はその保護者が希望する場合は、当該児童生徒等の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添え、町長に提出するものとする。

（３）調査結果の報告を受けた町長による再調査及び措置

① 重大事態への再調査

調査結果の報告を受けた町長は、当該報告に係る重大事態への対処又は同種の事態の発生の防止のため必要があると判断した場合は、「砥部町いじめ問題再調査委員会」において再調査を行う。

② 再調査の結果を踏まえた措置等

町長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

また、町長は、再調査を行ったときは、法第 30 条第 3 項の規定に基づき、個人のプライバシーに対して必要な配慮を行いながら、その結果を議会に報告する。

第 30 条第 3 項 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

III その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

町は、本方針の策定から 3 年の経過を目途として、法の施行状況や国・県の基本方針の変更を勘案して、本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

また、教育委員会は、各学校において策定した学校基本方針について、公表及び検討に関する指導を行う。